

# 令和7年度 一般適性診断料助成事業 交付要綱

令和7年3月27日制定  
公益社団法人青森県トラック協会

## (事業の趣旨)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という。）は、青ト協会員事業者（以下、「会員事業者」という。）及び青森県内に拠点を置き安全性優良事業所と認定された事業所（以下「優良事業所」という。）において運転者及び運行管理者等が運転におけるそれぞれの特性を把握し、交通安全意識の高揚を図り交通事故防止に資することを目的に、青ト協が指定する適性診断実施機関（以下「実施機関」という）が行う一般適性診断の受診料を一部助成する。

## (助成金の交付予算額)

第2条 助成金の交付予算額は、500,000円とする。

## (助成額)

第3条 助成額は、下記のとおりとする。

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| (独) 自動車事故対策機構青森支所 | 1名につき1,200円 |
| (株) ムジコ・クリエイト     | 1名につき1,500円 |

## (助成枠)

第4条 1事業者当たりの申請可能人数は、令和7年4月1日現在における青ト協が把握する保有車両数の3分の1（端数切上）とする。

## (助成対象)

第5条 助成対象事業者及び助成対象診断は、下記のとおりとする。

- (1) 助成対象者は、会員事業者及び優良事業所において、常時選任運転者かつ受講義務者とする。
- (2) 助成対象診断は、第10条に定める実施機関が行う一般適性診断とする。

## (対象期間)

第6条 令和7年4月1日から令和8年2月末日まで

## (実績報告及び助成金の請求)

第7条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、様式1「一般適性診断助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」を青ト協に提出しなければならない。

## (受付期間と振込時期)

第8条 次表のとおり実施する。

区 分	受付期間	振込時期
第1回目	令和7年4月1日～6月末日	令和7年7月末日まで
第2回目	令和7年7月1日～9月末日	令和7年10月末日まで
第3回目	令和7年10月1日～12月末日	令和8年1月末日まで
第4回目	令和8年1月1日～2月末日	令和8年3月末日まで

#### (助成金交付)

第9条 青ト協は、会員事業者及び優良事業所から実績報告及び助成金の請求があったときは、その内容を審査し、助成対象と認めたときには、会員事業者及び優良事業所に助成金を交付する。

ただし、第6条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会員事業者においては、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

#### (指定実施機関)

第10条 青ト協は、国土交通省より認定を受けた、以下の実施機関を指定する。

(1) (独) 自動車事故対策機構青森支所 TEL017-739-0551/FAX017-739-0552

(2) (株) ムジコ・クリエイト

青森モータースクール TEL0120-49-1060/FAX017-738-0732

八戸モータースクール TEL0120-28-2145/FAX0178-28-4461

弘前モータースクール TEL0120-66-8000/FAX0172-28-0109

#### (助成金の返還)

第11条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者及び優良事業所に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者及び優良事業所については、青ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

#### (その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。